

支 庁 第 416 号
令和 7 年 10 月 23 日

各 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長 殿

こども家庭庁支援局長
(公印省略)

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」の公布について（通知）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 92 号。以下「改正府令」という。）が、本日公布され、令和 8 年 3 月 1 日から施行することとしたところである。

改正府令の趣旨及び概要是下記のとおりであるので、十分御了知の上、事務処理に遗漏のないようにされるとともに、貴管内市区町村に対する周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

第一 改正の趣旨

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に配置される職員について、その資質の向上とともに、専門性の確保を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）に規定する当該職員の任用要件を見直すこととした。

また、一時保護施設に配置される児童指導員について、その資質の向上とともに、専門性の確保を図るため、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和 6 年内閣府令第 27 号。以下「一時保護施設設備運営基準」という。）に規定する当該職員の任用要件を見直すこととした。

第二 改正の概要

1 児童福祉施設設備運営基準の一部改正

（1）各職員の任用要件への「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」の追加

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号。以下「令和 4 年改正

児童福祉法」という。)の規定による児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正により、こども家庭福祉の実務者の専門性の向上を図るため、こども家庭福祉の専門職としてこども家庭ソーシャルワーカーを新設し、児童福祉司の任用要件として追加したところ(令和6年4月1日施行)。

児童福祉司のほか、乳児院等に配置される職員についても、虐待を受けた児童等への心理的ケアや自立支援、親子再統合のための支援、地域の子育て支援等を担うことから、その資質の向上及び専門性の確保が求められている。

こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者は、こども家庭福祉に関する専門的なカリキュラムを修了した者であり、当該者を乳児院等に配置される職員の任用要件に加えることは、乳児院等に配置される職員の資質の向上及び専門性の確保に資するものと考えられることから、児童福祉施設設備運営基準の一部を改正し、以下の表に掲げる職員について、その任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加することとした。

職種	任用要件を規定する児童福祉施設設備運営基準の条項
乳児院の長	第22条の2
母子生活支援施設の長	第27条の2
母子支援員	第28条
児童養護施設の長	第42条の2
児童指導員	第43条
児童心理治療施設の長	第74条
児童自立支援施設の長	第81条
児童自立支援専門員	第82条
児童生活支援員	第83条

(2) 児童自立支援専門員等の任用要件の見直し

児童自立支援施設に配置される児童自立支援専門員及び児童生活支援員(以下「児童自立支援専門員等」という。)については、現在、その任用要件として社会福祉士の資格を有する者等を規定しているが、精神保健福祉士の資格を有する者については規定していないところ。

児童自立支援施設に入所している子どものうち、被虐待経験のある子ども、障害等のある子どもはそれぞれ7割を超えるなど、子どもの状況に応じた適切なアセスメントや生活環境の調整等を行うソーシャルワークが必要とされているところである。精神保健福祉士の資格を有する者は、こうしたソーシャルワークについて高い専門性を有していることから、児童福祉施設設備運営基準の一部を改正し、児童自立支援専門員等の任用要件に精神保健福祉士の資格を有する者を追加することとした。

(3) その他所要の改正を行った。

2 一時保護施設設備運営基準の一部改正

(1) 児童指導員の任用要件への「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」の追加

令和4年改正児童福祉法の規定による児童福祉法の一部改正により、こども家庭福祉の実務者の専門性の向上を図るため、こども家庭福祉の専門職としてこども家庭ソーシャルワーカーを新設し、児童福祉司の任用要件として追加したところ（令和6年4月1日施行）。

児童福祉司のほか、一時保護施設に配置される児童指導員についても、虐待を受けていた児童等への指導等を担うことから、その資質の向上及び専門性の確保が求められている。

こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者は、こども家庭福祉に関する専門的なカリキュラムを修了した者であり、当該者を一時保護施設に配置される児童指導員の任用要件に加えることは、一時保護施設に配置される児童指導員の資質の向上及び専門性の確保に資すると考えられることから、一時保護施設設備運営基準の一部を改正し、児童指導員の任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加することとした。

(2) その他所要の改正を行った。

第三 施行期日

令和8年3月1日

第四 その他

こども家庭ソーシャルワーカーは、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等の有資格者や、児童相談所、こども家庭センター、児童養護施設等の福祉の現場で働いている方が、こどもや保護者が地域社会で良好な関係性を築いて安心して生活できるよう、必要な支援を的確に行うための知識やスキルに関する研修と試験を受けることで取得できるものである。

こども家庭ソーシャルワーカーの養成は、研修の受講者や受講者が所属する組織における支援の質の向上に寄与するのみならず、こどもや家庭を支援する地域の関係機関のネットワークの拡大及び支援体制の充実にもつながるものであり、今後、多職種・多機関の連携によるこども家庭支援体制の中核的な役割を担うことが期待されている。

こども家庭庁では、「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」により、こども家庭ソーシャルワーカー研修の受講者及びその勤務先に対し、研修受講期間中の代替職員の配置費用、研修受講に係る旅費、研修受講費等について財政支援を行っている。令和7年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議においてお示しした通り、当該財政支援の活用を含めて、貴管内の関係機関の職員に対して積極的に受講促進を図り、将来的な人材育成や人材配置も見据えた計画的な養成をお願いしたい。今後の養成の検討状況については、別途、調査することを予定している。